

## みよし市教育委員会教育情報セキュリティ基本方針

### (目的)

第1条 本基本方針は、本市教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。なお、本基本方針は、みよし市情報セキュリティポリシー（令和7（2025）年3月）に準拠するものである。

### (定義)

第2条 本基本方針において使用する用語は、特別な定めのある場合を除き、みよし市情報セキュリティポリシーにおいて使用する用語の例による。

### (対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的  
要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### (適用範囲)

第4条 本基本方針の適用範囲は、以下の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- (1) 対象機関の範囲 本対策基準が適用される行政機関等は、教育委員会及び学校(小学校及び中学校を言う。以下同じ。)とする。
- (2) 情報資産の範囲 本基本方針が対象とする情報資産は、以下のとおりとする。  
ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

- (3) 対象者の範囲 本基本方針を適用する対象者は、情報資産に接する全ての職員（教員又は教員以外、常勤または非常勤の別を問わない全ての職員。以下「職員等」という。）とする。

#### （職員等の遵守義務）

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってみよし市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、本市教育委員会の情報資産を教育課程に基づき、市立学校の児童生徒に利用させる場合や、職員等以外の者に利用させる場合にあっても、情報セキュリティを確保しなければならない。

#### （情報セキュリティ対策）

第6条 第3条各号に掲げる脅威から情報資産を保護するために、以下の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制 本市教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する本市教育委員会の組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類と管理 本市教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的セキュリティ サーバ等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行うなどの人的な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (6) 運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス(クラウドサービス)を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。最高情報セキュリティ責任者(教育長)は、見直し内容の決定を行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 第6条から第8条までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情

報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この基本方針は、みよし市教育委員会第4回定例会の議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年8月15日から施行する。